

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2008年5月28日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0061

住所

札幌市中央区南1条西5丁目7
愛生館ビル601B

電話番号 011-281-5871

評価機関名 特定非営利活動法人
福祉サービス評価機構 Kネット

認証番号 北海道 第7号

代表者氏名 理事長 三上 重之



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	数馬 清子	福祉	B-119
	(2)	立花 富士男	福祉	C-006
	(3)	金指 良巳	福祉	B-060115
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	愛和えるむ保育園			
運営法人名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2007年10月12日	～	2008年5月16日	
利用者調査実施時期	2007年11月1日	～	2007年12月3日	
訪問調査日	2008年3月18日			
評価合議日	2008年5月27日			
評価結果報告日	2008年5月28日			
評価結果の公表について事業所の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

NPO法人 福祉サービス評価機構 Kネット

②事業者情報

名称：社会福祉法人 愛和福祉会 愛和えるむ保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 小野 武久	定員(利用人数)： 90 名
所在地：〒060-0808 札幌市北区北8条西3丁目32番地 8.3スクエア 3F Tel. 011-736-5243	

③事業者の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

- 1) 本園は札幌駅北側前の高層ビル3階にフロアで開園している。ビルの周辺はJR, 地下鉄、バス等交通アクセス中心部、また商店、企業が集中しており、動きの激しい地域環境であるが、園内は騒音もなく、空気も清浄され、採光も明るく、子どもたちが伸び伸び育つ、様々な配慮がなされている。
- 2) 「生きる力」「健康な体」「共に生き、共に育つ」「やさしい心」を園の保育目標に掲げ、その具現化に向けて園長、全職員が一丸となって日々の保育に取り組んでいる。
- 3) 全職員は「一人ひとりの子どもの最善の利益」を念頭におき、常に笑顔と見守りの姿勢で子どもに接している。
- 4) 子どもの全人的な発達を考慮して「異年齢保育」に積極的に取り組み、効果をあげている。さらに、自主性、自立心、協調性、集中力等を養い想像力豊かな子どもを育むために「コーナー保育」に力をいれている。

◇改善を求められる点

要改善点は特にないが、

- 1) 保護者の多様なニーズに応じた保育に努めているが、本園は市の中心部高層ビル3階フロアにあることから、とりわけ園外保育の実施に当たっては園児の安全性や保育方法、効果など保護者、地域関係者の協力の下で十分検討されることを望みたい。
- 2) 法人は、6園の保育所を運営するため、全体的な組織を挙げた経営努力をしており、人事管理の手法も熟慮しているが、なお人事考課など客観的な手法を導入するなど一層の検討を望みたい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

このたびの評価調査結果を踏まえ、改めて特異な立地条件と求められている保育の内容が密接に関連していることを確認し、日常の保育実践のあり方に更なる努力を傾注することの必然性を全職員が再認識しました。また、今後の保育実践においては保育業務の重要性とそれらがどの様に児童福祉の向上に寄与することが出来るのかを考察する良い機会となりました。この機会を大切にして、一層の児童福祉の向上のための研究と実践を重ねていきたいと存じます。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 20 年 2 月 12 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 愛和福祉会		
事業所名 (施設名)	愛和えるむ保育園	種別	保育所
所在地	〒060-0808 札幌市北区北8条西3丁目32番地 8・3スクエア 3F		
電話	011-736-5243		
FAX	011-736-5709		
E-mail	alwaerumu@fukusikal.or.jp		
URL			
施設長氏名	小野 武久		
調査対応ご担当者	今野 愛美 (所属、職名： 保育係長)		
利用定員	90名	開設年	昭和 47 年 12 月 1 日
<p>理念・基本方針：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日々の生活の中でいろいろな体験を通して「生きる力」を育てる。 ○戸外に出て元気に遊び、健康的なからだをつくる。 ○一人ひとりの子どもの人権を尊重し「ともに生き、ともに認め合い、ともに育ち合う」環境作りに努める。 ○人と人との関わりの中で愛情と信頼感、人を思いやるやさしい心を育てる。 			
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時 ~ 午後8時 (13時間夜間保育)		

【本来事業に併設して行っている事業】

特別保育としての2時間延長保育・産休明け保育・障害児保育

【利用者の状況に関する事項】 (平成20年2月12日現在)

○年齢構成 (保育所の場合)

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
1名	6名	9名	19名	17名	16名
5歳児	6歳児	合計			
20名	10名	98名			

【職員の状況に関する事項】 (平成20年2月1日現在)

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	名	1名	名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	名	名	19名	名	名
非常勤	名	名	2名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	2名	名	名
非常勤	名	名	2名	名	1名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「(生活・支援)相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	19名 (2名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	533.45 m ²	
(2) 園庭面積	267 m ²	
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	①. はい 2. いいえ
	耐震	①. はい 2. いいえ
(4) 建築年	平成	19年 新築
(5) 改築年	平成	年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 19年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

6人

・ボランティアの業務

保育の補助等・掃除手伝い	
--------------	--

【実習生の受け入れ】

・平成 19 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 9 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

○苦情受付やご意見用として、玄関ホール入口に提案箱を設置している。
○入園受付説明時に苦情解決システムや苦情解決規定について、また、第三者委員、苦情受付窓口、苦情解決責任者等について説明すると共に朝夕の挨拶や言葉がけを積極的に行い、利用者が意見を言いやすい環境作りに努めている。

【その他特記事項】

旧園舎所在地は北15条西1丁目において、認可保育園として約35年の保育実践を行ってきた歴史がありますが、平成19年4月1日から保育環境の全く異なった現在地に移転し、名称も札幌創成保育園から愛和えるむ保育園と変わり、「子どもの最善の利益」を守ることを主眼とし、多様化した保育ニーズや子育て支援等に継続した挑戦をしていこうと考えております。

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

社会福祉法人 愛和福祉会 愛和えるむ保育園

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a	法人では『保育所保育指針』に基づき、地域の特性、保護者の意向を考慮した保育園の固有の理念を文明化している。文明化した理念は園内に掲示すると共に「入園のしおり」・パンフレットに記載して、職員や保護者にわかりやすく説明している。
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	保育園の理念に基づき、法人の保育方針として生きる力、健康な体、共に育つ、優しい心の4点を掲げ、その実現に向けて具体的な目標を設定し取り組んでいる。
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	保育会議や乳児・幼児会議等の職員会議や職員研修の場において理念や基本方針の周知に努めている。
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	保護者や地域住民にも理念や基本方針をわかりやすく説明した「入園のしおり」など作成・配布すると共に、保護者懇談会にて説明、周知に努めている。

I-2 計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a	法人の理念や基本方針の具現化に向けて、当保育園の実態（地域性も考慮して）に合わせて職員採用・研修計画、施設設備、保育内容や方法の展望などを盛り込んだ計画を作成している。
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	中・長期計画に基づき、各年間事業計画が策定されており、年度内における事業内容が具体的に示され取り組まれている。
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	a	保育園の現場はもとより法人の保育園部会、施設長会等においてそれぞれの役割を分担し計画、実践、評価、見直しを組織的に行った上で計画の策定がされている。
I-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	a	策定された事業計画は職員会議や職員研修などで周知徹底を図っている。また保護者等にはホームページや園だよりに掲載すると共に全体懇談会・クラス懇談会でわかりやすく説明し周知に努めている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	園長は管理者としての役割は保育計画、事業計画に示され、職員会議や保護者懇談会等でも表明し、職員や保護者の信頼を得よう努めている。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	法人・保育園の使命を達成するために、関係法令リスト化と遵守に努め、個人情報保護や事故対策など職員への周知、徹底に努めている。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	a	管理者自らが、外部研修会や施設長の資格認定講座に参加、また異業種との交流にも積極的に取り組むなど、サービスの質の向上を目指し努力している。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	a	福祉関係のほかに、一般企業の情報も得ながら、適切な人員配置、働きやすい環境づくりを目指して取り組んでいる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	少子化の時代の福祉のあり方、地域や保護者のニーズを把握し、法人の保育園部会で調査・研究を重ねるなど、保育サービスの質的向上のために向けて努力をしている。
Ⅱ-1-1 (1) -② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	a	地域や保護者ニーズを受け止め理解し、保護者・職員の意向を吸収し、業務の効果・効率を考慮した経営に努めている。
Ⅱ-1-1 (1) -③ 外部監査が実施されている。	b	法人の外部公認会計士により、会計処理・財務管理の指導を受けており、第三者苦情委員制度の取り組み、監事監査の取り組みも実施されている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-1 (1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-1 (1) -① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	保育目標を実現するため、適正な職員採用計画を基本とし、職員の力量を高める研修計画など、人材育成プランが確立している。
Ⅱ-2-1 (1) -② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	保育士として現場での実践力、業務能力、人間関係等を考慮した客観的な基準に基づく人事考課が行われている。
Ⅱ-2-1 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-1 (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	法人としての職員の意向を把握した仕組みがあり、労働条件・労働環境など、労働法令を遵守した適切な管理がおこなわれている。
Ⅱ-2-1 (2) -② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	a	全国組織のソウエルクラブや福利厚生センターやへの加入、また法人内にも職員互助会制度をつくるなど積極的な取り組みをしている。
Ⅱ-2-1 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-1 (3) -① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	職員の法人内外の教育・研修は、基本計画に基づき実行され、研修内容は職員会議に報告され業務に活かされている。
Ⅱ-2-1 (3) -② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a	研修部を中心に園内・外研修計画が立てられ、全職員が複数回研修に参加し、資質の向上に努めている。
Ⅱ-2-1 (3) -③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	研修に参加した職員は研修報告書を作成し、研修会で報告することになっている。研修会では研修評価や成果、日常の業務にどう活かしていくかを検討するなど意欲的に取り組まれている。
Ⅱ-2-1 (4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-1 (4) -① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	a	次代の人材を育成する観点から実習生を積極的に受け入れ、さらに職業への意識づけとしてジュニアインターンシップに積極的に取り組んでいる。
Ⅱ-2-1 (4) -② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	a	実習生の受け入れは、担当部を中心にオリエンテーション、実習における指導、反省会等を行うと共に養成校と継続的な連携により効果的なプログラムの作成などにも取り組んでいる。

Ⅱ-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-3-1 (1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
Ⅱ-3-1 (1) -① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など、利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	危機管理マニュアル等を全職員が必携し、基礎的な知識を身につけ、緊急時に適切な対応ができるよう安全確保体制に努めている。
Ⅱ-3-1 (1) -② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a	事故防止マニュアルやチェックリストを作成し、ヒヤリハットの報告を義務づけ、職員の配慮、事故防止に向けての努力がなされている。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
II-4-（1） 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-（1）-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	高校生への職業への意識づけからジュニアインターンシップへの取り組み、地域の小学校の校庭を借りての運動会の実施など地域との協力関係を大切にしている。
II-4-（1）-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	子育て支援スマイル活動として、子育て電話相談、ポブラクラブ、育児だよりは発行などを通して、保育所の機能を地域に還元している。
II-4-（1）-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	組織内にボランティアを担当する部を設け、ボランティアの必要性や意義について全職員に周知し、積極的に取り組んでいる。
II-4-（2） 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-（2）-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	私立保育所連合会、社会福祉事務所、保健センターなどの関係機関・団体との連携を密にし、その関係性を全職員で共有し有効に活用している。
II-4-（2）-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	関係諸機関との会議や研修等へ積極的に参加し、情報の把握と連携に努めている。
II-4-（3） 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
II-4-（3）-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	子育て相談や見学者、各機関等からの情報収集に努めるなど地域の福祉ニーズの把握に努めている。
II-4-（3）-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	子育て支援事業、延長保育、障害児保育や外国人子弟の受け入れなど地域ニーズに基づいた事業を積極的に展開している。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
III-1-（1） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-（1）-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	a	園の理念や基本方針に基づき地域の実態や保護者の意向等を配慮し、子ども一人ひとりを尊重した保育計画を作成している。職員には職員研修や会議等で周知を図り、指導計画の見直しも月1回程度行っている。
III-1-（1）-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	法人としての「個人情報保護マニュアル」を作成し、職員会議などでその周知徹底を図る一方、個人ロッカー、トイレなど施設、設備面においても細かな配慮をし実践している。
III-1-（2） 利用者満足の向上に務めている。		
III-1-（2）-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	a	管理者・職員は、いつでも保護者が話しやすい雰囲気づくりに努める一方、定期的に個別懇談会を開催するなど保護者の意向を聴取する機会を設けている。
III-1-（2）-② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	a	クラス懇談や園人懇談会を年2回ずつ開催、また「声のポスト」を設置して保護者の意向を聞いている。その対応については、内容に応じて職員会議や園運営会議等で検討し、改善に努めている。この結果については、園だよりや園内の伝言板で保護者にも知らせている。
III-1-（3） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-（3）-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	職員は常に保護者に対して笑顔で接することをモットーとし、職員誰にでも相談、意見を述べやすい環境を醸成する一方園だよりでも周知に努めている。また苦情担当者の配置や相談室も確保している。
III-1-（3）-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	苦情解決システムの仕組み等について「入園のしおり」等で周知を図ると共に苦情内容や解決結果については「園だより」や「園内掲示板」で保護者に知らせている。
III-1-（3）-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	保護者の要望・意向を迅速に受け止め、その内容に応じて会議で検討し、出来るだけ速やかに対処するよう努めている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた組織的な取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	職員会議、チーフ会議、リーダー会議などそれぞれの会議の役割と機能に応じて、定期的にサービス内容を評価する体制が構築され、機能している。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a	各会議の評価分析の結果や課題が簡潔に文書化され、全職員に供覧することにより課題の共有化が図られている。
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a	反省・評価結果の課題に改善については、些細なことでも見逃すことなく、月1度の定例会議（保育会議、乳幼児会議等）で計画の見直しが行われている。
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	法人共有の保育業務マニュアルがある。これを基本とした指導計画には個々の保育目標や内容が適切に記載されている。職員はこれを必携し日々の業務に取り組んでいる。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	保育業務マニュアルに基づき、定期的にあるいは必要に応じて見直ししている。見直しの結果については、それぞれの会議で報告、確認をしている。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	ども一人ひとりの発達状況、保育目標、日常生活状況等が適切に記録されている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	記録管理は、法人の個人情報保護規程に沿って実施している。保管、取り扱いについても職員に十分な配慮を心がけるよう周知に努めている。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	子供の発達状況や保育目標、保育状況について週に1度ケース会議で話し合い、課題・対応は文書化し供覧するなど職員間の情報の共有化に努めている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	見学希望者はいつでも受け入れ、パンフレットを配付し案内・説明をしている。さらに保育内容、子どもの状況、方針等の情報も提供している。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	日常の保育内容や一日の流れ、保育方針、苦情解決システム等を記載した「入園のしおり」を配布・説明して、利用者の同意を得て、同意書を預かっている。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	卒園や家庭への移行時に保護者に対し口頭説明をしているが、書面では行っていない。今後、「保育の継続性」の視点から、子どものプライバシー保護との関係も考慮し、引継ぎ文書の内容、方法等検討されることを期待したい。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	国の規定の様式に従いアセスメントを実施している。また、定期的に見直しをしているが、身体的なことは医療の職の協力を得ている。
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	a	家庭における保育は個人懇談の時に保護者から状況を聴取し、園においては子どもの発達状況や個々の特性に応じた保育ニーズや課題を明示している。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a	個々の児童の保育計画の策定については、保護者の意向を踏まえて乳幼児会議や保育会議等で合議し、リーダー（責任者）の同意を得て成立するシステムが構築されている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	指導計画の評価や計画の見直しは、子ども一人ひとりの状況はもとより保護者の意向も踏まえて定期的に職員会議等でなされている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 子どもの発達援助

	第三者評価結果	コメント
1-（1） 発達援助の基本		
A-1-（1）-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	a	保育計画は保育指針などの趣旨をとらえ、子どもとその背景にある家庭や地域の状況を把握し、また保護者の意向を考慮して作成されている。
A-1-（1）-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	a	月に1回以上定期的に、指導計画の評価を行なっている事が記録されており、評価の結果が指導計画に生かされている。
1-（2） 健康管理・食事		
A-1-（2）-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	健康管理に関するマニュアルがあり、子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が職員に周知され、特に配慮が必要な子どもについては関係職員が十分認識している。
A-1-（2）-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	健康診断の実施は、年齢的に健康診断の実施回数に差を設ける等、子どもの発達状況に応じた配慮をしている。健康診断の結果は全職員、保護者に周知、伝達している。
A-1-（2）-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	歯科検診の結果は、職員に周知され結果を保育に反映させている。家庭保育に有効に反映されるよう、歯科検診の結果を保護者に伝達している。
A-1-（2）-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	a	感染症に関するマニュアルが整備されている。保護者や全職員に対する通知の際、発生した感染症に関する早期発見や早期対応の実際、予防対策を併せて通知している。
A-1-（2）-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	子どもが食べ物に関心を持ったり、食事を楽めるように工夫している。子どもが配膳や後片付けに参加出来るように配慮している。
A-1-（2）-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させている。調理担当者が食事の様子を見たり子どもの話を聞いたりする機会を設けている。
A-1-（2）-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	献立表を作成し事前に配布している。レシピを展示し、保育所で提供する食事に対する関心を促している。「栄養だより」による発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。
A-1-（2）-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	除去食の提供では除去する食の選定に関する基準がある。専門医による除去内容に関する細かい指示のもとで除去食を提供している。
1-（3） 保育環境		
A-1-（3）-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	寝具の消毒乾燥を定期的実施。各部屋に湿度、温度、通風、換気に配慮している。子どもの安全確保のために施設整備・遊具を定期的に点検している。
A-1-（3）-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	a	季節に合わせた自然物や行事に由来したものを取り入れるなど保育環境に工夫。子どもが不安なときなど保育者がいつも身近にいるように努めている。
1-（4） 保育内容		
A-1-（4）-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	a	子ども一人ひとりの理解を深めると共に、受容することによって状態に応じた配慮している。駄々をこねたり自分を表現する力が十分できない子どもの気持ちを汲み取ろうとしている。
A-1-（4）-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	a	子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む工夫がされている。休憩時間外でも状況に応じて眠らせたり、休ませたりしている。
A-1-（4）-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	子どもが自発性を発揮できる働きかけをしている。好きな遊びが出来るコーナ設定が用意されている。子どもの発達に即した玩具や遊具など安全面の確認がある。
A-1-（4）-④ 身近な自然や社会とかがわかれるような取り組みがなされている。	a	地域の公共機関を利用する等、社会体験が得られる機会を作り散歩や、行事に取り組んでいる。季節や時期、「子供の興味を考慮して生活に変化や潤いを与える日本の伝統的な行事を日常保育に取り入れている。
A-1-（4）-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	a	子どもの作品を工夫して飾られ大切に扱われている。絵本の読み聞かせ、など積極的に取り入れられている。
A-1-（4）-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	a	異年齢の子どもの交流が行なわれている。順番を守るなど、社会的ルールを身に付けていくよう適切な言葉かけをして配慮している。
A-1-（4）-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	a	一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てよう努めている。子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。

	第三者評価結果	コメント
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	a	子どもの態度や服装について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。指導計画、個別記録に配慮されている。
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	子どもの状況について職員間の引き継ぎを適切に保護者との連携を鑑みしている。長時間保育を受ける子供の状況に応じて適宜夕食や軽食が用意されている。異年れいの子とも同士で遊べるように配慮されている。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	障がい児保育について、職員全体で定期的に話し合う機会を設けている。必要に応じて園医、専門機関に相談や助言を受けている。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	a	送迎の際の対話や連絡帳への記載など、日常的な情報交換を行っている。子育て相談に応じたり、個別面談の機会を設けるなど、積極的に保護者に対する子育て支援を行っている。お散歩ボードによる保育内容の日常的な情報。
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	a	記録内容は基準を明確に設け、記録内容が職員間でばらつきが生じないよう工夫されている。
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	定期的に懇談会（交流会）を設け、保護者の保育参加、絵本、育児書の貸し出しなど保護者と共通理解を得るための機会を心がけている。あいわランチタイム・ぼぶらクラブなどによる保護者が参加する機会を設けている。
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	a	児童虐待の早期発見、発見した場合の対応等のマニュアルを整備している。関係機関との連携を図るための取り組みを行っている。
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	a	児童虐待の照会、通報にあたっての連絡先を明示している。
2-(2) 一時保育		
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。		未実施

A-3 安全・事故防止

	第三者評価結果	コメント
3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-① 調理場、水回りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	a	衛生管理マニュアルを作成し、職員に周知、研修を行っている。マニュアルは、定期的に見直している。
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	a	食中毒発生時におけるマニュアルが整備されている。
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	a	子どもたちに対する安全教育を、定期的実施しており園内外での事故防止のチェックリストがある。「ヒヤリハット」などの、事例を活用している。保護者に対して子どもの安全や事故防止の意識づけを行っている。
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	事故や災害別における非難経路や、職員の役割、通報先などの対応マニュアルが整備されている。
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	不審者の侵入時に於ける通報、対応のマニュアルが整備されている。マニュアルに基づき、職員研修が行なわれている。マニュアルは定期的に見直されている。